

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正(案)について

工場や事業場からの汚水等の排出や地下浸透については、水質汚濁防止法(以下、「水濁法」という。)に基づき全国一律の規制が行われているが、本県では、香川県生活環境の保全に関する条例に基づき、法の規制対象以外の事業場を対象に独自の規制基準等を設定し、排水の濃度規制や地下浸透規制を行っている。

国は、令和 3 年 10 月に公共用水域の水質汚濁に係る環境基準の一部改正において、六価クロムの基準値を見直すとともに、大腸菌群数を大腸菌数へ見直している。また、それら環境基準の見直し状況を踏まえ、令和 6 年 1 月には、水濁法施行規則等の一部改正において、六価クロムの排水基準値を見直すとともに、大腸菌群数を大腸菌数へ見直している。

これを受けて、法の規制対象以外の事業場を対象にした県独自の規制基準を定める、香川県生活環境の保全に関する条例(昭和 46 年香川県条例第 1 号)(以下、「条例」という。)の施行規則の改正を行うこととする。

1 国(環境省)の動向

(1)六価クロムに係る排水基準の見直しについて

令和 3 年 10 月に、公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る人の健康を保護に関する環境基準の項目である六価クロムについて、新たな知見を踏まえ環境基準値の見直しを行った。

表 1 六価クロムに係る環境基準の見直し(令和 3 年 10 月)

	改正後	改正前
水質環境基準	0.02 mg/L	0.05 mg/L
地下水環境基準	0.02 mg/L	0.05 mg/L

この見直しを踏まえ、新たな環境基準の維持・達成が図られることを前提として、令和 6 年 1 月に水濁法施行規則等の一部を改正する省令が公布され、六価クロムの排水基準が変更された。(併せて、六価クロムの地下水の浄化措置命令に関する浄化基準も変更された。)

表 2 六価クロムに係る排水基準の改正(令和 6 年 1 月)

改正後	改正前
0.2 mg/L	0.5 mg/L

(2)大腸菌群数に係る排水基準の見直しについて

令和 3 年 10 月に、生活環境の保全に関する環境基準の項目である大腸菌群数について、簡便な大腸菌の培養技術が確立されたことを踏まえ、よりの確にふん便汚染を捉えることができる指標である大腸菌数に見直しを行った。

この見直しを踏まえ、新たな環境基準の維持・達成が図られることを前提として、令和 6 年 1 月に水濁法施行規則等の一部を改正する省令が公布され、大腸菌群数は大腸菌数へ改正された。

表 3 大腸菌群数に係る排水基準の改正(令和 6 年 1 月)

改正後		改正前	
大腸菌数	日間平均 800 CFU/mL	大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³

2 本県における公共用水域の状況

(1) 六価クロムについて

平成 30 年度から令和 4 年度に実施した公共用水域の水質調査において、六価クロムは環境基準を達成している。

表 3 公共用水域の六価クロムに係る調査結果(H30～R4)

年度	検出件数/測定地点数		検出範囲 (mg/L)	基準値超過 地点数	環境基準 (mg/L)
	河川	海域			
H30～R3	0/16	0/10	<0.02	0	0.05
R4	0/16	0/10	<0.02	0	0.02

(2) 大腸菌数について(参考)

令和 4 年度から大腸菌数の測定を開始しており、河川では A 類型 13 地点中 5 地点、B 類型 12 地点中 8 地点、海域では A 類型 26 地点中 18 地点で環境基準を達成している。

年度		基準達成地点数/環境基準地点数		環境基準(CFU/100mL)	
		河川	海域	河川	海域
R4	A 類型	5/13	18/26	300	20
	B 類型	8/12	-	1,000	-

3 条例における排水規制等の考え方

(1) 条例における排水規制

汚水等排出施設を設置する工場又は事業場(以下、「汚水等排出工場等」という。)及び、人の健康にかかる被害を生ずるおそれがある物質(以下、「汚水等有害物質」という。)等を定め、排水基準を設定するとともに地下への浸透を規制している。この排水基準は、水濁法と同じ項目ごとに同じ値を設定している。

(2) 排水基準

県内の公共用水域の状況から、六価クロムと大腸菌数について、水濁法より厳しい排水基準値を設定する必要はないと考えられるため、いずれも水濁法と同じ値の排水基準値を適用させることが適当であるとする。

また、六価クロムの経過措置についても水濁法を準用し、既存の汚水等排出工場等に対しては、改正条例施行規則の施行後 6 月間は六価クロムに係る排水基準は従前の例によるものとする。

(3) 暫定排水基準

国は、工場等の排水濃度実態や適用可能な排水処理技術等についての評価を行い、現

時点において現実的に対応が可能な排水濃度のレベルとして業種ごとに定め、将来的な排水対策及び技術開発の動向等を踏まえ、必要に応じその見直しを行うこととして暫定排水基準及びその適用期間を設定している。

今回の水濁法の改正で暫定排水基準が設定されている業種については、条例の汚水等排出工場は該当しないため、条例における暫定排水基準は設定しない。

4 条例施行規則の一部改正について

3に示す考え方により、香川県生活環境の保全に関する条例施行規則(昭和49年香川県規則第42号)を新旧対照表(別添資料)のとおり改正する。

5 条例施行規則の一部改正のスケジュール

公布：令和6年3月末

施行：令和6年4月1日(六価クロムに係る改正)

令和7年4月1日(大腸菌群数に係る改正)

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則(案)

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																								
<p>別表第10（第23条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>六価クロム化合物</td> <td>1 リットルにつき六価クロム<u>0.2</u> <u>ミリグラム</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table> <p>別表第11（第23条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>大腸菌数（単位 <u>1ミリリットル</u> <u>につきコロニー形成単位</u>）</td> <td>日間平均<u>800</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table>	略		六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロム <u>0.2</u> <u>ミリグラム</u>	略		備考		略		略		大腸菌数（単位 <u>1ミリリットル</u> <u>につきコロニー形成単位</u> ）	日間平均 <u>800</u>	略		備考		略		<p>別表第10（第23条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>六価クロム化合物</td> <td>1 リットルにつき六価クロム<u>0.5</u> <u>ミリグラム</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table> <p>別表第11（第23条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>大腸菌群数（単位 <u>1立方センチメートル</u> <u>につき個</u>）</td> <td>日間平均<u>3,000</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table>	略		六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロム <u>0.5</u> <u>ミリグラム</u>	略		備考		略		略		大腸菌群数（単位 <u>1立方センチメートル</u> <u>につき個</u> ）	日間平均 <u>3,000</u>	略		備考		略	
略																																									
六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロム <u>0.2</u> <u>ミリグラム</u>																																								
略																																									
備考																																									
略																																									
略																																									
大腸菌数（単位 <u>1ミリリットル</u> <u>につきコロニー形成単位</u> ）	日間平均 <u>800</u>																																								
略																																									
備考																																									
略																																									
略																																									
六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロム <u>0.5</u> <u>ミリグラム</u>																																								
略																																									
備考																																									
略																																									
略																																									
大腸菌群数（単位 <u>1立方センチメートル</u> <u>につき個</u> ）	日間平均 <u>3,000</u>																																								
略																																									
備考																																									
略																																									

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第11の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に設置されている香川県生活環境の保全に関する条例（昭和46年香川県条例第1号）第2条第8項の汚水等排出施設（設置の工事がなされている施設を含む。）を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水の六価クロム化合物についての同条例第24条第1項に規定する排水基準は、この規則の施行の日から6月間は、改正後の香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第23条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。